

大田市告示第148号

大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱（平成25年大田市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月18日

大田市長 楫野弘和

第1条中「鳥獣被害防護柵設置補助事業補助金」を「有害鳥獣被害対策事業補助金」に改める。

第2条中「鳥獣被害防護柵設置補助事業」を「有害鳥獣被害対策事業」に改め、「防護柵」の次に「（以下「防護柵等」という。）」を加える。

第3条を次のように改める。

（補助の対象等）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の条件を全て満たす者とする。

- （1） 大田市内に住所を有し、大田市内の農地において農作物を生産する個人であること。
- （2） 防護柵等を設置する農地が、この事業による補助金の交付を受けていない農地であること。
- （3） 市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の交付対象とすることができる。

3 補助金の額は当該補助事業に要する経費の1/2以内とし、予算の範囲内で市長が別に定める。

4 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第4条第1項中「防護柵等設置補助事業計画書」を「有害鳥獣被害対策事業計画書」に改め、同項第2号中「防護柵」の次に「等」を加え、同条第2項中「調査書」を「計画書」に改め、同条第3項中「調査」を「現地確認」に、「防護柵等設置補助事業計画結果通知書」を「有害鳥獣被害対策事業計画結果通知書」に改める。

第5条中「鳥獣被害防護柵設置補助事業補助金交付申請書」を「有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書」に改める。

第6条中「鳥獣被害防護柵設置補助事業補助金交付決定通知書」を「有害鳥獣被害対策事業補助金交付決定通知書」に改める。

第7条第1項中「鳥獣被害対策事業補助金変更承認申請書」を「有害鳥獣被害対策事業補助金変更承認申請書」に改め、同条第2項中「鳥獣被害対策事業補助金変更承認通知書」を「有害鳥獣被害対策事業補助金変更承認通知書」に改める。

第8条中「鳥獣被害防護柵設置補助事業補助金実績報告書」を「有害鳥獣被害対策事業補助金実績報告書」に改める。

第9条中「鳥獣被害防護柵設置補助事業補助金確定通知書」を「有害鳥獣被害対策事業補助金確定通知書」に改める。

第10条第1項中「鳥獣被害防護柵設置補助事業補助金交付請求書」を「有害鳥獣被害対策事業補助金交付請求書」に改める。

様式第1号から様式第9号までを次のように改める。

大田市長 様

住 所
氏 名
電話番号

有害鳥獣被害対策事業計画書

年度において補助金の交付申請を行いたいので、大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、防護柵等を設置する農地への立ち入りについては承諾いたします。また、交付決定の審査に当たっては、必要に応じ、市税等を滞納していないことに関する個人の税情報を閲覧することに同意します。

1	設置地区	大田市 町 番地	自治会
2	設置内容	設置資材	数量又は設置延長
3	農地の面積	田	畑
		a	a
備考			

関係書類等

事業を実施しようとする場所の位置図

設置する防護柵等の配置予定図

見積書（写）

以下、必要に応じて添付する書類

その他市長が必要と認める書類等

第 号
年 月 日

様

大田市長

有害鳥獣被害対策事業計画審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった有害鳥獣被害対策事業計画書を審査した結果、大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	有害鳥獣被害対策事業
農地の所在地	大田市 町 番地
審査結果	
備考	

※審査結果が合格の場合は、すみやかに大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第5条の規定による補助金の交付申請をしてください。

※この通知書は、交付決定を確約するものではありません。

※申請多数により、事業費の総額が予算額を超過した場合は、超過した額に応じて抽選、または補助上限額を調整することがあります。

大田市長 様

住所
氏名

有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書

有害鳥獣被害対策事業補助金の交付を受けたいので、大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1. 事業の着手及び完了の予定期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

2. 補助金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様

大田市長

有害鳥獣被害対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった有害鳥獣被害対策事業補助金について、大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 補助事業の内容
3. 補助事業の工期 年 月 日から
年 月 日まで
4. 交付の条件
 - (1) 交付の目的以外に使用してはならない。
 - (2) 事業内容の変更（工期を含む）、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業を着手したとき、及び完了したときは、着手届及び完了届並びに実績報告書を提出しなければならない。
 - (5) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (6) 経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5年間整備しておかなければならない。

有害鳥獣被害対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日

大田市長 様

住所

氏名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のありました有害鳥獣被害対策事業補助金に関する計画を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）の内容
2. 変更（中止・廃止）の理由
3. 変更後の補助金額 金 円
4. 添付書類
 - (1) 変更内容が確認できる書類

有害鳥獣被害対策事業補助金変更承認通知書

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

年 月 日付けで申請のありました有害鳥獣被害対策事業補助金変更承認申請について、大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 補助金変更後交付決定額 金 円
2. 補助事業の変更内容
3. 補助事業の変更工期 年 月 日から
年 月 日まで

有害鳥獣被害対策事業補助金実績報告書

年 月 日

大田市長 様

住所
氏名

年 月 日付け指令 第 号をもって 交付決定（変更承認）のありました有害鳥獣被害対策事業補助金について、大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

記

1. 事業名 有害鳥獣被害対策事業
2. 事業完了日 年 月 日
3. 補助金の交付決定額 金 円

添付書類

- (1) 完了写真
- (2) 納品書又は請求書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

指令 第 号
年 月 日

有害鳥獣被害対策事業補助金確定通知書

様

大田市長

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助金 交付年月日	年 月 日	補助金交付決 定指令番号	指令 第 号
補助年度	年度	補助金の 名称	有害鳥獣被害対策事業補助金
補助事業の名称	有害鳥獣被害対策事業		
補助金の交付決定通知額	円		
補助事業の精算額	円		
補助金の交付確定額	円		
(交付決定通知額) — (交付 確定額)	円		

有害鳥獣被害対策事業補助金交付請求書

年 月 日

大田市長 様

住所
氏名 ⑩

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定（変更承認）のありました有害鳥獣被害対策事業補助金について、大田市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

金融機関名								
	農協	銀行	信金	信組	支店	支所	出張所	代理店
口座種別	普通				当座			
口座番号								
フリガナ								
口座名義								

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。